

料金收受業務に関する損害賠償の示談について

北九州市道路公社は、有料道路若戸大橋の料金收受業務の受託業者である伸和サービス(株)と、通行料金收受金に関する損害賠償について、平成30年11月1日付で下記の内容で示談書を取り交わすこととなりました。

- (1) 若戸トンネルの料金收受業務において、平成30年1月8日から平成30年10月21日までの間に4,240枚の收受保管不足があり、この不足金を424,000円とする。
- (2) 平成30年1月8日以前の收受金に関しても、平成28年4月1日から平成30年1月7日まで不足金が発生していると思料し、この不足金を970,500円とする。
- (3) 上記の2件について、伸和サービス(株)は北九州市道路公社に損害賠償金を支払うことに同意する。

●示談内容

損害賠償金 1,394,500円

損害賠償対象期間 平成28年4月1日から平成30年10月21日